

改正 平成25年8月26日

改正 令和3年10月18日

(目的)

第1条

この要綱は、著作権法37条および八王子市図書館条例施行規則(昭和59年八王子市教育委員会規則第8号)第2条第1号コに基づいて、八王子市図書館(以下「図書館」という。)の資料等を利用することがそのままでは困難な障害者等に対して、点訳資料を作成し提供することにより図書館利用の増進を図ることを目的とする。

(点訳資料)

第2条

図書館の作成する点訳資料は次のものをいう。

- (1)図書館の点字図書資料として収集するため作成するもの。
- (2)図書館の発行する利用案内、新着図書案内、パンフレット等を点訳し作成したものの。

(点訳資料の作成基準)

第3条

点訳資料の作成にあたっては、別に定める作成基準に基づき、図書館の指示により作成するものとする。

(点訳資料の作成)

第4条

図書館は点訳資料の作成にあたっては、次の手順によって行うものとする。

(1)点訳資料の選定

点訳する資料については、広く市民利用者に供するもので、図書館所蔵に相応しいものとする。

(2)点訳者

点訳資料を作成するにあたっては、東京都あるいは八王子市の主催する点訳のための研修、またはこれに類する研修を修了し、図書館に登録した者とする。

(その他)

第5条

この要綱の実施について必要な事項は、生涯学習スポーツ部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 10 月 18 日から施行する。